

募集・求人

大学の開放授業講座の受講生募集

55歳以上の人を対象に県内外の大学が様々な分野の講座を開放し、一般の学生と一緒に学ぶ機会を提供します。

場 県内大学、都内1大学

対 県内在住の55歳以上の人

期間 おおむね4月～8月

科目 経済学、社会福祉、語学など

費 各科目1万円程度

申 2月1日(土)から直接各大学へ申込み

問 県高齢者福祉課

☎048-830-3263

☎048-830-4781

※新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止のため、通常と異なる受講方法となる場合があります。詳細は各大学にお問い合わせください。



県HP

健康

往診医の紹介・退院支援の相談窓口

「できることなら、住み慣れた自宅でいつまでも暮らしていきたい」という思いは、多くの人の願いではないでしょうか。看護師資格のある職員が医療に関する相談を受け、関係機関と連携し、往診医の紹介や退院後の在宅生活を送るための支援を行っています。

日 平日午前9時～午後5時(年末年始を除く)

場 比企医師会在宅医療連携拠点(保健センター2階)

対 比企地区内在住・在勤の人(医療・介護関係者含む)

申・問 電話で比企医師会在宅医療連携拠点へ。

☎81-5563



市HP

高齢者・福祉

成年後見センターにご相談ください



日 平日午前8時30分～午後5時30分(年末年始を除く)

場 市民福祉センター

対 認知症の人、知的障害・精神障害のある人又は家族・関係者

内 認知症等で判断能力が十分でない人の財産や権利を守る成年後見制度の相談や手続き支援を行います。

問 市成年後見センター

☎59-5670

☎59-5066



市HP

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

ヘルプマークとは

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。



ヘルプマーク

ヘルプカードとは

緊急連絡先や必要とする支援の内容などを記載できる携帯用カードです。支援を必要とする人が、災害時や日常生活の中で困ったときに提示することで、状況にあった支援を受けやすくなります。



ヘルプカード

■共通事項

対 次のいずれかに該当する人

・義足や人工関節を使用している人

・内部障害や難病の人

・妊娠初期の人

・その他、援助や配慮を必要としている人

配布場所 障害者福祉課、保健センター

問 障害者福祉課

☎21-1452 ☎24-6066



市HP

障害に関する医療費の助成・支給のご案内

□重度心身障害者医療費の助成

重度心身障害者に対し、医療機関等で受診した際の医療費の一部負担金を助成します。助成を受けるには、あらかじめ受給資格の登録申請が必要です。

対 次のいずれかに該当する人(ただし、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに障害の程度が該当の等級になった人は対象外)

①身体障害者手帳1・2・3級をお持ちの人

②療育手帳A・Bをお持ちの人

③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人(ただし、精神病床への入院費用は助成対象外)

④65歳から74歳までの人で後期高齢者医療制度の障害認定を受けた人又は75歳以上で市長の認定を受けた人

※④の認定は、65歳の誕生日の前日までに次の手帳の交付を受けている人又は年金の受給権を取得している人
・身体障害者手帳4級のうち、音声・言語機能又は下肢機能の一部
・精神障害者保健福祉手帳1・2級
・障害年金1・2級

所得審査

本人所得を対象として所得審査を行い、基準額以下の場合には医療費助成を受けることができます。基準額超過の場合は支給停止となり、対象期間は医療費助成を受けることができません。基準額は、障害者福祉課までお問い合わせいただくか、市HPをご確認ください。

□自立支援医療費の支給

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額が軽減されます。医療費の1割が自己負担となりますが、負担が高額になり過ぎないよ

う、本人及び世帯の所得、疾病などの状況に応じて、月の自己負担上限額が設定されています。

更生医療

対 18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの人で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実な治療効果が期待できる人

内 対象となる人が、その障害に対し確実な治療効果が期待できる場合に、指定医療機関で必要な医療が受けられます(角膜移植術、口蓋裂、関節形成術、人工透析療法、腎移植など)。

※手術や治療などを受ける前に手続きが必要です。

育成医療

対 現在身体に障害がある又は現在ある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障害を残すと認められる18歳未満の児童

内 対象となるお子さんが、手術等の治療によって確実な治療効果が期待できる場合に、指定医療機関で必要な医療が受けられます(斜視、口蓋裂、外耳道閉鎖、水頭症、腎移植など)。

※手術や治療などを受ける前に手続きが必要です。

精神通院医療

対 精神疾患をお持ちの人で、通院による精神医療を継続的に要する人

内 統合失調症やうつ病などの精神疾患をお持ちの人が、指定医療機関で継続した必要な治療を受けられます(入院は対象外)。

■共通事項

申・問 障害者福祉課

☎21-1452 ☎24-6066



市HP

埼玉県思いやり駐車場制度

埼玉県思いやり駐車場制度とは

障害のある人や要介護状態の人、妊産婦、歩行が困難と認められる人など交付基準を満たす人に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子利用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。それぞれの利用証に交付基準があります。

利用証(3種類)

駐車時にルームミラーに掲示をしてください。利用証は市役所窓口で交付できます。利用証によって交付窓口が異なるので、ご注意ください。

利用できる駐車区画

幅3.5メートル以上の「車椅子利用者用駐車区画」と、幅3.5メートル未満の「優先駐車区画」があります。区画のある施設は県HPで確認できます。

問 障害者福祉課 ☎21-1452 ☎24-6066

高齢介護課 ☎21-1406 ☎22-7731

健康推進課 ☎24-3921 ☎22-7435

車椅子利用者用利用証

(障害者福祉課・高齢介護課で交付)



青

その他障害者、要介護者等利用証

(障害者福祉課・高齢介護課で交付)



緑

妊産婦、けが人等利用証

(健康推進課・障害者福祉課で交付)



オレンジ



駐車区画のイメージ



市HP



県HP